

誰にも「差別されない権利」がある

今、法律では差別が禁止されていない状況下で、様々な差別、言動、ヘイトがくり返されています。人びとはそれに対抗して許さない運動を地域や社会で展開しています。そのこともあり最近の裁判においては野放しにしないという判決が出てきています。

これを契機に差別禁止の取り組みが進むことを期待しますが、早急に包括的に差別を禁止する法律の制定が急がれます。

ウトロの放火に厳罰

最近の判決です。

21年8月30日に在日コリアンが多く暮らす京都府宇治市のウトロ地区の倉庫や住宅など7棟が放火によって全半焼する事件がありました。以前にも名古屋市にある韓国学校の建物に対する器物損壊事件がありましたが2つの事件は同一犯でした。

被告は裁判で「韓国人に敵対感情があった」などと述べました。

昨年8月30日、京都地方裁判所は「**在日韓国朝鮮人という特定の出自を持つ人々に対する偏見や嫌悪感による身勝手に独善的な動機**から、暴力的な手法で不安をあおった犯行で、民主主義社会において、到底、許容できない」として懲役4年の判決を言渡しました。

「差別」には触れていませんが、動機に踏み込んで求刑通りの量刑を言渡すなど、厳しい判断を示しました。

弁護団長の豊福誠二弁護士は、量刑には納得しながらも「判決では動機を敵対感情や嫌悪感というものに丸め込みすぎている。人種差別は危険だという意味づけがなく、裁判所は差別と正面から向き合ったものとは言えない」と話しました。

在日本大韓民国民団（民団）愛知県地方本部の事務局長・趙鐵男さんは「もう少し強くヘイトクライムは許されないということばを期待していたが、日本では法整備されていないので、今後、ヘイトクライムを規制する法律ができるよう運動していきたい」と話しました。

検察が論告で「ヘイトクライム」

昨年9月9月14日までに、民団徳島県地方本部の事務所の郵便受けに、定規を使って赤い文字で書いた銃撃をほのめかす内容の脅迫状が封筒に入れ切手を貼らず直接投函されているのを事務員がを見つけました。

「先日ハ空砲ニヨル威嚇射撃デ事亡キヲ得タガ、反日政策ヲ続ケル様デアレバ、次ハ実弾ニ寄ル消化ニヨッテ浄化スル。一民族赤報隊—」

被告人は事件の前に、民団に所属する在日韓国人らを怖がらせようと県本部建物に向か

って火薬銃の空砲を撃ちますが反応がなかったので次に考えついたのが脅迫文でした。

5月12日、徳島地裁で、逮捕された被告人に対する初公判が開かれました。

公判で姜団長が、被告人の前で意見陳述します。

「本来いろいろな人がいるはずの韓国人を十把ひとからげにし、韓国人全体と日本人全体という構図を描いて、韓国だから、韓国人だから脅迫して、攻撃したのがこの事件。**人種主義の犯罪、人種差別の犯罪だ**」

「被害者は民団。でも日本社会もまた被害者。このようなヘイトクライムを放置することにより、日本社会の根本が腐ってしまう。早く、正しく、厳しく対処しなければ、同じ犯罪が増加する。まず徳島で外国人、外国籍、外国系の住民を守っていくような判決にしていきたい」

徳島地検の公判担当検察官の論告です。

「本件犯行態様は、いわゆるヘイトクライムです。**人種、民族、宗教など、特定の属性を持つ個人や集団に対する偏見や憎悪がもとで引き起こされる犯行は、いかなる理由であれ正当化されるものではなく、厳しく対処する必要がある**」

検察がヘイトクライムという用語を法廷で使ったのは日本で初めてとみられます。

検察側は懲役10月を求刑。弁護側は執行猶予付き判決を求めて即日結審しました。

検察はなぜヘイトクライムに言及したのでしょうか。取材での質問に次席検事は「自分の背景や出自で差別されるのは怖いこと。分かりやすく、伝わりやすいようにヘイトクライムという言葉を使った」と答えました。

5月31日、徳島地裁は、差別を動機とした犯罪だと認定し、実質的にヘイトを認め、懲役10月、保護観察付き執行猶予4年の有罪判決を言渡しました。判決理由です。

「脅迫文は、在日韓国人を銃撃で殺害すると容易に理解させる苛烈なものである。さらに、反日政策や浄化などといった韓国人に対する差別意識を強くうかがわせる言葉が使われており、**被害者らに自分たちの出自や所属のみによって標的にされたことを理解させ、被害者は理不尽な恐怖にさいなまれている**」

「被告人の考え方は、韓国、韓国人、民団に対する偏見にまみれているだけでなく、自らと異なる思想信条を持つ者に恐怖を与えて排除しようとする極めて独善的かつ身勝手なもので到底許されない」

裁判のあとの会見で、姜団長は「ヘイトクライムということばは出なかったが、判決は私たちが言いたいことを述べてくれていたように思う。きょうの時点で、これがどういった社会的なメッセージになるか分からないが少しでも予防になれば」「日本で暮らしていると、恐怖心は常にある。全国の在日韓国人からも幼い頃から差別を受けた話をたくさん聞く。みんな恐怖を抱えている。二度とこのようなことは起こってほしくない。安心して暮らせる日本社会になってほしい」と語りました。

民団中央人権擁護委員会のイ・クンチュル委員長は「**今ある法律でしか裁けない中で裁**

判官や検事は最善を尽くしてくれたと思う。ただ、抑止力が強くならなければ被害者が守られない状況が続くので、ヘイトクライムを規制する法律を、我々として求める必要があると感じた」と語りました。

独立した救済機関があれば迅速な救済がなされた

フォトジャーナリストの安田菜津紀さんに対してツイッターで差別的な書き込みがおこなわれました。書き込みです。

「在日特権とかチョン共が日本に何をしてきたとか学んだことがあるか？ 嫌韓流、今こそ韓国に謝ろう、反日韓国人撃退マニュアルとか読んでみる チョン共が何をしてなぜ日本人から嫌われるかがよく分かるわい お前の父御が出自を隠した理由は推測できるわ」

安田さんは特定できたユーザーに対して損害賠償の訴訟を起こしました。提訴する目的を、単に「違法」という判決をえるのではなく、それが「差別」だから許されないといいことを明確にすることだったと語っています。

訴状の提訴理由です。ツイートが、(1) 本邦外出身者がそのことを理由に差別され、地域社会から排除されない権利を侵害する不法行為、(2) 本邦外出身者がその出身国等の属性に関して有する民族的アイデンティティを侵害する不法行為、に当たると主張しました。

6月19日、東京地裁で33万円の損害賠償を認める判決がありました。

判決は、(1) については、「権利や法律上保護された利益を認める余地がある」と言及しつつも、今回のツイートは安田さんを「地域社会から排除することを扇動するような表現とまではいえない」と判断し、不法行為の成立を否定しました。

(2) については「自己の出自に関する人格権としての個人の名誉感情（憲法13条）の侵害」を主張するものであるとし、「韓国にルーツを有することを理由に侮辱する表現を含むもの」であり、差別的な表現で安田さんを侮辱し、名誉感情を侵害する不法行為と結論づけました。

代理人の神原元弁護士は、(1) が認められなかったことについては「若干不満がある」としつつも、認める余地があることを示したことには「次につながる可能性のある判決」と評価。賠償額についても「侮辱にしては比較的高い」とし、「裁判官も差別的表現はけしからんとして、この金額を出したのでは」と話しました。

安田さんは会見で「国連から長らく勧告を受けている政府から独立した救済機関があれば、裁判をするまでもなく迅速な救済がなされたかもしれない。もし包括的に差別を禁止する法律があれば、差別は違法という判決がもっと出やすくなっていくかもしれない。構造的な問題が伝わればということ意識してきました」「差別のない社会を目指すためには、個々人の努力だけの問題に矮小化するのではなくて、法整備の遅れは命にかかわる問題なのだということ踏まえた上で、仕組みとして前に進める必要があるのではないかと判決を通して感じました」と語りました。

部落差別は「人間としての尊厳を否定するものに等しい」

部落解放同盟と被差別部落の出身者が、全国の被差別部落の地名を本やインターネットに掲載した出版社に対して、プライバシー侵害だとして公開の差止めなどを求めて提訴しました。

21年9月、一審の東京地裁は、差別を明確に禁じた法律がないため、プライバシー権の侵害を理由に差し止めを命じていました。

6月28日、東京高裁で判決がありました。

判決は、部落差別について「人間としての尊厳を否定するものに等しく、許容することができない」と指摘したうえで、「差別意識が依然として存在していることは明らかである」としました。そして差別を受けることが人生に与える影響は甚大で、被差別部落の出身者であることを推測できる情報が広く流通すれば、差別におびえる生活を余儀なくされることにつながるとうまい。

そのうえで「憲法の趣旨などに鑑みると、人は誰も不当な差別を受けることなく、人間としての尊厳を保ちつつ、平穏な生活を送ることができる人格的な利益をもつ」と指摘し、被差別部落の地名を公表することは「差別されない権利」の利益を侵害するものと認めました。

また、一審では、原告の住所・本籍と、地名リストが重なっていた25都府県分に限って差止ましたが、高裁判決は「出身でなくてもルーツがあることで差別を受けるおそれがある」として、対象を広げ、現在その地域に住所や本籍がある人だけでなく、過去に住所などがある人や親族がいる人についても差止を命じました。しかし原告側は地名が出た全ての都道府県で差し止めを求めていましたが、10の都府県のものには差し止めが命じられませんでした。

現在は、双方が上告しています。

差別を禁止する法律がない現状においては、司法の判断にも限界があり、提訴以降も画像や動画はネット上に公開され続けています。地名リストは、原告が居住の有無にかかわらず禁止さされなければなりません。早急な部落差別解消推進法を改正し、被差別部落を晒すような行為を禁止する条文を盛り込む必要があります。

差別や偏見に基づく事件が起きています。しかしヘイトクライムを取り締まる法律はありません。それでもやっところまでこぎつけました。

一方で表現の自由が主張されます。しかし言葉の暴力を放置すれば、エスカレートして肉体的暴力、さらに紛争、戦争に繋がっていきます。差別を禁止し、そのような社会をめざすという意味表示は命と平和にかかわる課題です。

すべての差別を禁止する包括的差別禁止法を制定する必要があります。国連から勧告されている「政府から独立した人権救済機関」を早急に設立しなければなりません。それらを実現して人権が尊重され、新たな共存・共生の社会を創りあげる契機にしたいものです。

いじめ メンタルヘルス労働者支援センター